

枚方市条例第 25 号

枚方市立小学校及び中学校設置条例及び枚方市立留守家庭児童会室条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「枚方市中宮北町4番1号」を「枚方市御殿山南町2番2号」に改める。

- (1) 枚方市立小学校及び中学校設置条例（昭和41年枚方市条例第20号）別表第1枚方市立禁野小学校の項
- (2) 枚方市立留守家庭児童会室条例（平成24年枚方市条例第2号）別表枚方市立禁野留守家庭児童会室の項

附 則 [令和8年6月18日公布]

この条例は、令和8年8月25日から施行する。